

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～令和 2 年における状況について～

（概況報告と総括）

令和 3 年 3 月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第 1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	2
3 人員体制	3
第 2 申立ての動向	5
1 申立件数等	5
2 住所地別の申立件数等	9
3 損害項目別の申立件数等	12
4 業種別の申立件数等	13
第 3 取扱いの状況	14
1 既済件数及び未済件数の動向	14
2 和解成立の損害項目別動向	20
第 4 広報等	21
1 説明会の開催等	21
2 電話による問合せの状況	25
第 5 当面の課題と解決に向けた取組	26
1 本件事故発生から 9 年を経て 10 年目へ	26
2 当センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大による影響とその対応策	27
3 案件処理の現状と課題	30
4 訴訟と ADR の関係	33
5 広報・周知活動	33
6 終わりに	35

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の令和2年1月から12月までの1年間における活動状況について報告する。

第1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う東京電力株式会社¹福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、令和2年12月末現在、審査会会長が指名した委員長1名及び委員2名の計3名で構成されている⁷。

総括委員会が令和2年に行った主な活動は次のとおりである。

(1) 会議の開催

総括委員会の会議は、あらかじめ総括委員長が総括委員会に諮って開催することとされており⁸、令和2年1月から12月までの間に計9回（第141回会議から第149回会議まで）開催された。

(2) 主な議決事項

令和2年は、主に、次の事項について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

- ①「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和元年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「令和元年活動状況報告書」という。）
- ②福島事務所会津支所の移転等に係る原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）の改正

¹ 東京電力株式会社は、平成28年4月1日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成23年8月5日審査会決定。以下「要領」という。）第6条

³ 要領第1条

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第7条の2第1項

⁵ 要領第7条

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）第1条

⁷ 要領第1条

⁸ 運営規程第3条第2項

2 事務所体制

センターは、東京都内に東京事務所（港区西新橋一丁目）、福島県内に5か所の計6事務所において業務を行っている。

東京事務所で、申立書の受理手続きを行っているほか、口頭審理等の和解仲介手続や各種連絡調整など和解仲介手続に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解仲介の結果の公表その他のセンターの活動に係る情報提供も実施している。

また、福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の5つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する窓口での問合せや、フリーダイヤルによる各種問合せ（後記「第4 2 電話による問合せの状況」参照）に応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会等への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（後記「第4 1 説明会の開催等」参照）。

会津支所については、令和2年4月1日より、会津若松市一箕町松長から会津若松市追手町（福島県会津若松合同庁舎内）に移転し、アクセスの利便性を高めた。

なお、事故からの時の経過に伴い、福島県内の事務所における申立件数及び窓口対応件数が減少傾向にある一方で、後述（「第5 2（2） 広報・周知活動における対応策」参照）するように広報活動を一層強化する必要があることから、令和2年4月1日より、福島県内の3つの支所（県北支所、会津支所、いわき支所）については、各支所の申立件数や窓口件数の状況に応じて、県北支所については週3日（月曜日、水曜日、金曜日）の開所、会津支所については週2日（火曜日、木曜日）の開所、いわき支所については週4日（月曜日、火曜日、木曜日、金曜日）の開所となるよう開所日の見直しを行った。引き続き、関係地方公共団体や関係団体との緊密な連携の下、説明会への協力など、福島県内の各地域の実情に即したきめ細かな広報活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和2年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月	平成 30年 12月	令和 元年 12月	令和 2年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4	4	5	5
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278	270
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132	105
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)	111 (23)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541	494

○令和2年、月別推移

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
仲介委員	278	277	277	276	276	276	274	274	274	272	270	270
調査官	129	129	128	116	115	114	110	109	108	106	105	105
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	123 (26)	123 (26)	121 (26)	115 (24)	113 (24)	112 (24)	113 (24)	113 (24)	115 (24)	112 (24)	111 (23)	111 (23)
合計	538	537	534	515	512	510	505	504	505	498	494	494

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の委員又は特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

令和2年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問5名のほか、仲介委員270名（令和元年12月末比8名減）、調査官105名（同27名減）、和解仲介室職員111名（同12名減）の体制となった。調査官は、任期1年の任期付非常勤職員であるが、再任を希望しなかった、又は自己都合による退職をした人員数と、後述する案件動向等も見た上で、新規採用を実施していないため、人数は減少傾向にある。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専

門委員 4 名（建築の専門家 2 名、不動産鑑定士 2 名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和2年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く)	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508
(分離を除いた累計)	-	(13,177)	(38,915)	(68,449)	(92,433)	(101,941)
申立人数 (分離を含む)	1,206	12,055	25,914	29,534	23,984	9,508
(分離を含んだ累計)	-	(13,261)	(39,175)	(68,709)	(92,693)	(102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	862 (26,407)	26,407
申立種別内訳					
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	101 (11.7%)	5,724 (21.7%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1,034 (85.5%)	761 (88.3%)	20,683 (78.3%)
申立人数 (分離を除く)	3,648	2,158	3,668	2,096	113,511
(分離を除いた累計)	(105,589)	(107,747)	(111,415)	(113,511)	
申立人数 (分離を含む)	3,648	5,477	3,668	2,096	117,090
(分離を含んだ累計)	(105,849)	(111,326)	(114,994)	(117,090)	
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	159 (18.4%)	9,525 (36.1%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	2.4	4.3
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	2.4	4.4

○令和2年、月別内訳

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	69 (25,614)	55 (25,669)	82 (25,751)	36 (25,787)	45 (25,832)	65 (25,897)
申立種別内訳						
法人申立て	13 (18.8%)	9 (16.4%)	10 (12.2%)	5 (13.9%)	9 (20.0%)	10 (15.4%)
個人申立て	56 (81.2%)	46 (83.6%)	72 (87.8%)	31 (86.1%)	36 (80.0%)	55 (84.6%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	128 (111,543)	126 (111,669)	213 (111,882)	62 (111,944)	102 (112,046)	130 (112,176)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	128 (115,122)	126 (115,248)	213 (115,461)	62 (115,523)	102 (115,625)	130 (115,755)
申立ての 弁護士代理件数	12 (17.4%)	15 (27.3%)	15 (18.3%)	13 (36.1%)	15 (33.3%)	22 (33.8%)

	令和2年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	56 (25,953)	76 (26,029)	68 (26,097)	120 (26,217)	115 (26,332)	75 (26,407)
申立種別内訳						
法人申立て	11 (19.6%)	5 (6.6%)	8 (11.8%)	8 (6.7%)	6 (5.2%)	7 (9.3%)
個人申立て	45 (80.4%)	71 (93.4%)	60 (88.2%)	112 (93.3%)	109 (94.8%)	68 (90.7%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	123 (112,299)	171 (112,470)	150 (112,620)	276 (112,896)	255 (113,151)	360 (113,511)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	123 (115,878)	171 (116,049)	150 (116,199)	276 (116,475)	255 (116,730)	360 (117,090)
申立ての 弁護士代理件数	5 (8.9%)	10 (13.2%)	13 (19.1%)	19 (15.8%)	7 (6.1%)	13 (17.3%)

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※ 括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※ （累計）は、平成23年9月以降の累計である。

※ 申立件数のうち、平成24年：1件、平成25年：2件、平成30年：5件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※ 申立人数のうち、平成24年：84人、平成25年：176人、平成30年：3,319人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数。（申立人数は各案件が分離された年の年末時点集計）この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 26 年から令和 2 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	336 (39.0%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	526 (61.0%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 初回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。
 複数回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※ 申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和 2 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	累計
申立人数100以上／件の 期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	0	0	1	1	90

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※ 平成 30 年は、表とは別に、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	31
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	80
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	48
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	163

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和2年の申立件数は862件⁹となり、令和元年（平成31年1月から令和元年12月までの1年間のことを言う。以下同じ。）の件数と比較すると28.7%減であった。また、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は、令和元年と比較すると個人による申立件数の割合が2.8%増加して88.3%となった。月ごとの申立件数を見ると、4月から5月にかけては50件を下回ったが、10月から11月にかけては100件を超えた。他の月は70件前後を推移している。これは、4月から5月にかけては新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）発令の影響の可能性も考えられる一方、10月から11月は「第4 1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等との連携により開催されたオンライン説明会等の広報活動による影響があると考えられる。

初回申立てと複数回申立ての推移（概数）を見ると、令和元年に比べて、初回申立ての件数及び複数回申立ての件数共に減少している。初回申立ては全体の39.0%（令和元年の初回申立件数の76.7%）、複数回申立ては全体の61.0%（令和元年の複数回申立件数の68.2%）である。平成26年から令和元年にかけては初回申立ての件数及び割合が段階的に減少している傾向が続いていたが、令和2年は初回申立ての割合がやや増加しており、本件事故から時が経過する一方で、なお3件に1件以上が初回申立てとなっている。

申立人数については2,096人であり、令和元年と比較すると42.9%減であった。毎月の申立人数を見ると、12月に申立件数の変動を超えるピークがある。これは、同月に集団申立てがされたことによるものである。なお、令和2年における1件当たりの申立人数は、2.4であった。

弁護士の代理が付された申立ての割合は、令和2年は2.1%減少し、18.4%となった。

なお、令和2年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては15件であり、令和元年（26件）よりも減少している。このうち、都道府県からは5件の申立てがあった。

⁹ なお、平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成26年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが含まれている。平成29年から令和2年までに集合立件の方式を採用した申立てはなかった。

2 住所地別の申立件数等

令和2年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表3に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

	地方公共 団体名	事故時(※1)				申立時(※1)		
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)		
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)				
福 島 県	浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町 を除く)	双葉郡浪江町	288	32 (11.1%)	256 (88.9%)	33.4%	39	4.5%
		南相馬市	149	60 (40.3%)	89 (59.7%)	17.3%	140	16.2%
		双葉郡大熊町	44	18 (40.9%)	26 (59.1%)	5.1%	2	0.2%
		双葉郡富岡町	42	22 (52.4%)	20 (47.6%)	4.9%	5	0.6%
		双葉郡双葉町	14	7 (50.0%)	7 (50.0%)	1.6%	2	0.2%
		相馬郡飯舘村	14	5 (35.7%)	9 (64.3%)	1.6%	3	0.3%
		双葉郡楢葉町	11	6 (54.5%)	5 (45.5%)	1.3%	4	0.5%
		双葉郡広野町	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.5%	3	0.3%
		双葉郡葛尾村	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%		0.0%
		双葉郡川内村	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	2	0.2%
	小計	571	155	416	66.2%	200	23.2%	
	浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町に限る)	いわき市	32	19 (59.4%)	13 (40.6%)	3.7%	110	12.8%
		相馬市	9	5 (55.6%)	4 (44.4%)	1.0%	14	1.6%
		相馬郡新地町				0.0%	2	0.2%
		小計	41	24	17	4.8%	126	14.6%
	県北	福島市	55	34 (61.8%)	21 (38.2%)	6.4%	83	9.6%
		伊達市	15	6 (40.0%)	9 (60.0%)	1.7%	13	1.5%
		二本松市	8	8 (100.0%)	(0.0%)	0.9%	22	2.6%
		伊達郡川俣町	7	4 (57.1%)	3 (42.9%)	0.8%	6	0.7%
		本宮市	3	3 (100.0%)	(0.0%)	0.3%	13	1.5%
		伊達郡桑折町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	2	0.2%
		伊達郡国見町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%		0.0%
		安達郡大玉村	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	7	0.8%
	小計	91	56	35	10.6%	146	16.9%	
	県中	郡山市	44	33 (75.0%)	11 (25.0%)	5.1%	53	6.1%
		田村市	12	4 (33.3%)	8 (66.7%)	1.4%	8	0.9%
		須賀川市	3	3 (100.0%)	(0.0%)	0.3%	3	0.3%
		田村郡三春町	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%	4	0.5%
		岩瀬郡天栄村	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	1	0.1%
		田村郡小野町	2	2 (100.0%)	(0.0%)	0.2%	2	0.2%
		岩瀬郡鏡石町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%		0.0%
		小計	67	46	21	7.8%	71	8.2%
	県南	白河市	4	4 (100.0%)	(0.0%)	0.5%	5	0.6%
西白河郡西郷村		1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	3	0.3%	
東白川郡埴町		1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%	
西白河郡中島村					0.0%	1	0.1%	
西白河郡矢吹町					0.0%	3	0.3%	
小計		6	5	1	0.7%	13	1.5%	

	地方公共 団体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
福 島 県	喜多方市	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	4	0.5%
	会津若松市	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	10	1.2%
	南会津郡下郷町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	2	0.2%
	南会津郡南会津町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	耶麻郡北塩原村	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	耶麻郡西会津町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	小計	9	4	5	1.0%	19	2.2%
福島県内計		785	290	495	91.1%	575	66.7%

	都道府県名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
北海道・東北	宮城県	15	5 (33.3%)	10 (66.7%)	1.7%	39	4.5%
	岩手県	4	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0.5%	7	0.8%
	青森県	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	2	0.2%
	山形県	2	2 (100.0%)	(0.0%)	0.2%	21	2.4%
	北海道				0.0%	4	0.5%
	秋田県				0.0%	1	0.1%
	小計	23	9	14	2.7%	74	8.6%
関東・甲信越	茨城県	13	8 (61.5%)	5 (38.5%)	1.5%	43	5.0%
	千葉県	8	6 (75.0%)	2 (25.0%)	0.9%	18	2.1%
	栃木県	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.5%	10	1.2%
	東京都	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0.5%	34	3.9%
	神奈川県	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0.5%	13	1.5%
	新潟県	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	11	1.3%
	埼玉県	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	14	1.6%
	山梨県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	2	0.2%
	群馬県				0.0%	2	0.2%
	長野県				0.0%	3	0.3%
	小計	39	25	14	4.5%	150	17.4%
北陸・東海	静岡県	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	2	0.2%
	石川県				0.0%	3	0.3%
	岐阜県				0.0%	1	0.1%
	愛知県				0.0%	7	0.8%
	小計	2	1	1	0.2%	13	1.5%
近畿	滋賀県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	4	0.5%
	京都府	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	6	0.7%
	三重県				0.0%	1	0.1%
	大阪府				0.0%	14	1.6%
	兵庫県				0.0%	9	1.0%
	奈良県				0.0%	2	0.2%
	和歌山県				0.0%	1	0.1%
小計	2	1	1	0.2%	37	4.3%	

	都道府県名	事故時(※1)			申立時(※1)		
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
中国・四国	鳥取県				0.0%	1	0.1%
	岡山県				0.0%	4	0.5%
	愛媛県				0.0%	1	0.1%
	小計				0.0%	6	0.7%
九州・沖縄	熊本県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	福岡県				0.0%	1	0.1%
	佐賀県				0.0%	1	0.1%
	長崎県				0.0%	1	0.1%
	大分県				0.0%	1	0.1%
	鹿児島県				0.0%	1	0.1%
	沖縄県				0.0%	1	0.1%
小計	1	1		0.1%	7	0.8%	
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%			0.0%
不明	7	7 (100.0%)	(0.0%)	0.8%			0.0%
福島県以外の国内計	77	46	31	8.9%	287	33.3%	
福島県以外計	77	46	31	8.9%	287	33.3%	
合計	862	336	526	100.0%	862	100.0%	

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 令和2年の全申立件数862件に対する比率。

【概要】

令和2年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県内である被害者からの申立てが全体の91.1%を占め、また、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立てが66.7%となっているなど、令和元年と同様の傾向が見られた。

事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの複数回申立ての件数が256件と顕著である。これは、平成30年4月に浪江町住民の集団申立てが打切りとなったが、同集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した浪江町住民による個別申立てが行われるなど、集団申立てに参加した被害者による再度の申立てが多くあったことが一つの要因としてあげられる。これらの再度の申立てに当たっては、「第4-1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等との連携により開催された説明会等の広報活動による影響があると考えられる。

3 損害項目別の申立件数等

令和2年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								
		避難費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	除染費用
件数 (割合)	862	352 (40.8%)	136 (15.8%)	542 (62.9%)	185 (21.5%)	159 (18.4%)	73 (8.5%)	146 (16.9%)	98 (11.4%)	44 (5.1%)
前年比	71.3%	81.7%	70.8%	75.3%	61.3%	77.2%	76.0%	92.4%	100.0%	59.5%

参考) 令和元年

件数 (割合)	1,209	431 (35.6%)	192 (15.9%)	720 (59.6%)	302 (25.0%)	206 (17.0%)	96 (7.9%)	158 (13.1%)	98 (8.1%)	74 (6.1%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	----------------	--------------	--------------

参考) 令和元年との比較

件数 (割合)	△ 347	△ 79 (22.8%)	△ 56 (16.1%)	△ 178 (51.3%)	△ 117 (33.7%)	△ 47 (13.5%)	△ 23 (6.6%)	△ 12 (3.5%)	0 (0.0%)	△ 30 (8.6%)
対令和元年 変化割合	△28.7%	△18.3%	△29.2%	△24.7%	△38.7%	△22.8%	△24.0%	△7.6%	0.0%	△40.5%

※ 複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

令和2年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、令和元年とおおむね同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数についても、令和元年と比較して申立総件数の減少に伴って全体的に減少している。

精神的損害の申立てが引き続き高い割合を占めていることについては、「2 住所地別の申立件数等」で前述した平成30年4月の浪江町住民の集団申立て打切り後の再度の申立てが多くあったことが一つの要因として考えられる。

4 業種別の申立件数等

令和2年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表5に示すとおりである。

【表5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	185	39 (21.1%)	26 (14.1%)	49 (26.5%)	12 (6.5%)	14 (7.6%)	5 (2.7%)	76 (41.1%)
前年比	61.3%	57.4%	48.1%	57.0%	66.7%	40.0%	62.5%	77.6%

参考) 令和元年

件数 (割合)	302	68 (22.5%)	54 (17.9%)	86 (28.5%)	18 (6.0%)	35 (11.6%)	8 (2.6%)	98 (32.5%)
------------	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	-------------	---------------

参考) 令和元年との比較

件数 (割合)	△ 117	△ 29 (24.8%)	△ 28 (23.9%)	△ 37 (31.6%)	△ 6 (5.1%)	△ 21 (17.9%)	△ 3 (2.6%)	△ 22 (18.8%)
対令和元年 変化割合	△38.7%	△42.6%	△51.9%	△43.0%	△33.3%	△60.0%	△37.5%	△22.4%

※ 「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※ 複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

令和2年の営業損害の申立件数は185件であり、令和元年よりも117件減少した。業種別に集計した申立件数の全体に占める割合は、令和元年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立件数の割合が多く、建設業、不動産業及び医療業の申立件数の割合が比較的少なかった。

営業損害全体の申立件数が減少する中、申立件数の減少割合が比較的大きい業種は、不動産業（35件から14件へ60.0%減）であった。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和2年までの推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	全期間 合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	26,407
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	1,087	25,692
(内訳)											
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969	814	20,562
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199	106	2,228
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220	167	2,900
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940	715	715

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92	27	2,338
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0	0	108

○令和2年、月別内訳

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	69	55	82	36	45	65	56	76	68	120	115	75
期間別既済件数	119	98	125	71	50	73	120	79	114	84	70	84
(内訳)												
和解成立	88	67	96	57	34	50	90	61	85	68	59	59
和解打ち切り	10	15	11	4	4	9	12	7	12	5	7	10
取下げ	21	16	18	10	12	14	18	11	17	11	4	15
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	890	847	804	769	764	756	692	689	643	679	724	715

【参考】

一部和解成立	5	3	6	3	2	1	0	1	1	2	2	1
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※ 平成27年1月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあつたため、平成27年の既済件数がその分少なくなつている。

※ 「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数 1 件に対して同日に成立した案件がそれぞれ 2 件以上あった場合においても、1 件として計上している。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 27 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成 29 年までの活動状況報告書と異なっている。

※ 「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 10 条第 1 項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 33 条に定められている、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときの終了理由である。平成 30 年の 1 件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

○平成 26 年から令和 2 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	1,087	19,163
(既済件数の内訳)								
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	969 (69.8%)	814 (74.9%)	15,432 (80.5%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	220 (15.9%)	167 (15.4%)	2,203 (11.5%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)	106 (9.8%)	1,527 (8.0%)
(和解打ち切り理由の内訳)								
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)	55 (5.1%)	1,027 (5.4%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)	7 (0.6%)	79 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)	2 (0.2%)	129 (0.7%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)	26 (2.4%)	92 (0.5%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)	11 (1.0%)	128 (0.7%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)	5 (0.5%)	72 (0.4%)

※ 平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記分類にて整理を実施している。

※ 被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件、令和 2 年 0 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※ 被申立人が和解案の受諾を拒否した件数のうち、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために、和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※ 「その他」には、申立人及び被申立人の双方が和解案の受諾を拒否したために、和解打ち切りとなった事案が令和 2 年に 1 件含まれる。

※ なお、「その他」には上記のほか、申立人の意思能力がないことが判明した場合などが含まれている。

○平成 26 年から令和 2 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	17,253
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	336 (39.0%)	9,745 (56.5%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	526 (61.0%)	7,503 (43.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち既済件数（令和2年12月末時点）		5,217	4,239	2,794	1,807	1,105	1,123	253	16,538
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.9%)	446 (40.4%)	418 (37.2%)	110 (43.5%)	9,494 (57.4%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	977 (54.1%)	654 (59.2%)	705 (62.8%)	143 (56.5%)	7,039 (42.6%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち未済件数（令和2年12月末時点）		0	0	0	4	16	86	609	715
内訳	初回申立て	0	0	0	0 (0.0%)	5 (31.3%)	20 (23.3%)	226 (37.1%)	251 (35.1%)
	複数回申立て	0	0	0	4 (100.0%)	11 (68.8%)	66 (76.7%)	383 (62.9%)	464 (64.9%)
	分離に係る申立て	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※ 本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 2 年 12 月末時点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和 2 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	累計
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	11	36	16	14	0	0	1	1	90
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	1	93
申立人数100以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	2	91
(内訳)											
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	2	55
和解打ち切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	0	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	0	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	2	2

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化されて申し立てられたため一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※ 「和解成立」となっている平成 23 年から令和 2 年までの累計 55 件の中には、和解仲介手続の過程において、一部の申立人に対して打ち切りを行ったものを含んでおり、その中に被申立人が和解案を拒否したことによって一部打ち切りを行ったものが令和 2 年に 1 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	累計	
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	31	
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	80	
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	48	
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4	
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	163	
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	3	17	
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	10	59	
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	1	33	
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3	
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	14	112	
	(合計内訳)												
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	13	107	
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	4	
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
未済件数	0	2	2	26	24	46	47	41	50	51	51		

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※ これまでの数字を見直した結果、平成24年～28年の申立件数及び既済件数については、平成29年までの活動状況報告書と一部異なっている。また、平成24年～27年の未済件数については、平成30年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和2年の既済件数は1,087件であり、同年末における累計既済件数は25,692件となった。

取扱状況全体では、年間862件の申立てを受け、1,087件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。令和元年と比較すると、申立件数は令和2年には全体として28.7%減少し、既済件数は令和2年には全体として21.7%減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和2年当初の940件から年末にかけて715件まで減少した。

令和2年の既済件数1,087件のうち、和解成立件数は814件であり、既済件数の74.9%が和解成立により終了している。平成25年から平成28年にかけては、既済件数全体のうち和解成立件数の割合が8割を超え、平成29年以降は8割を下回っているが、おおむね7割で推移している。なお、令和2年末における累計和解成立件数は20,562件であり、累計既済件数25,692件のうち80.0%が和解成立により終了している。

一方、令和2年の既済件数全体のうち和解打ち切りにより終了した事案は106件であり、既済件数全体のうちに占める割合は、令和元年と比較すると、14.3%から9.8%に減少しており、また、令和2年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由として和解打ち切りとなったものが55件（和解打ち切りにより終了した件数全体のうちに占める割合は51.9%）と5割以上を占めている。既済件数全体のうち、この理由により和解打ち切りとなったものの割合は平成26年以降増加傾向にあり、令和2年においても一定の件数と割合を占め

ている。これは、個々の事案により事情は多様であるため一概に述べることは難しいが、本件事故からの時の経過等に伴い、申し立てられる損害項目と本件事故との因果関係を認定することが難しい案件が増加していることも、その一因になっているのではないかと考えられる。

令和2年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案の件数は、2件（累計で140件）であった。そのうち、東京電力社員又はその家族からの申立ては0件（累計で85件）であった。

また、令和2年は、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった2件のうち、1件について和解案提示理由書を公表した。具体的には、飯舘村長泥行政区住民の申立てである。

また、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために、被申立人が和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が、令和2年に1件あった。なお、令和2年は、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために関連訴訟の判決が確定するまでの間、東京電力が和解案の諾否の意見を留保する対応を取ったことにより、和解仲介手続の実施が困難となったことを理由に打ち切りになった事案はなかった。

令和2年に和解成立により終了した標準的な事案について、手続の進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から1～1.5か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均10.0か月で、和解案提示が行われ、そのあと、和解契約が交わされている。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間について、平成26年は平均4.6か月、平成27年は平均4.6か月、平成28年は平均6.1か月、平成29年は平均7.9か月、平成30年は平均10.9か月、令和元年は平均11.0か月と長期化傾向にあった。この要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となっているという点や、本件事故発生前後の状況についての的確な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進行しているという問題がある。なお、特に弁護士が代理しない本人による申立ての案件においては、申立人が個別の事情について説得的な主張をし、その主張を裏付ける的確な証拠を整理して提出し切れないことも少なくなく、一層丁寧な審理が必要となっている。センターとしては、令和元年活動状況報告書「第5 2（1）審理期間の長期化を避けるための方策」に記載したとおり、より経験のある他の法律専門家に対する助言の依頼・相談の体制や、1案件について2名の調査官を充てて実質的な合議を充実させる体制の強化など、事案のより適正かつ迅速な解決に努めており、令和2年は令和元年よりも平均審理期間が1か月程度短くなっているものの、平成26年頃と比較すると引き続き長期間となっており、今後も適正か

つ迅速な解決に努める。

2 和解成立の損害項目別動向

令和2年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表7に示すとおりである。

【表7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数	814	252	72	397	308	191	95	61	86	44	49	206
(割合)		(31.0%)	(8.8%)	(48.8%)	(37.8%)	(23.5%)	(11.7%)	(7.5%)	(10.6%)	(5.4%)	(6.0%)	(25.3%)
前年比	84.0%	86.3%	87.8%	111.5%	132.8%	75.2%	76.0%	92.4%	81.1%	80.0%	96.1%	64.2%

参考) 令和元年

件数	969	292	82	356	232	254	125	66	106	55	51	321
(割合)		(30.1%)	(8.5%)	(36.7%)	(23.9%)	(26.2%)	(12.9%)	(6.8%)	(10.9%)	(5.7%)	(5.3%)	(33.1%)

【概要】

令和元年と比較すると、精神的損害及びそのうち増額事例について和解成立件数が増加したが、全体の和解成立件数の減少に伴って、その他の損害項目の和解成立件数は令和元年より減少した。損害項目の割合は、精神的損害の割合が12.0%増加し、営業損害の割合が2.7%減少したが、おおむね令和元年と同じであった。

精神的損害の和解成立件数の増加については、「第2-3 損害項目別の申立件数等」で前述した平成30年4月の浪江町住民の集団申立て打切り後の再度の申立てが多くあったことが一つの要因として考えられる。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、本件事故による被害者にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

令和2年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

(1) 説明会への協力

地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として開催された説明会において、延べ約220名の調査官及び職員を動員（うち延べ120名を後述のオンライン説明会に動員）し、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。令和2年に参加した主な説明会は、表8に示すとおりである。特に、浪江町主催の説明会は16日程に及び、「第2-2 住所地別の申立件数等」で前述したように、平成30年4月に浪江町住民の集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した被害者による再度の申立てが多くあったことについては、こうした町の行動及び当センターとの連携の影響があったことによるものと考えられる。また、NPO法人主催の説明会についても14日程に及び、当該広報活動等によって、多くの申立てが行われたと考えられる。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の説明会では、東京事務所からは職員が訪問することができない状況の下で行われたが、福島事務所から職員を派遣しつつ会場と東京事務所との間をオンラインで接続し、被害者に説明する方法を導入した。

【表8 令和2年 主な説明会】

日程	説明会（開催場所）	主催者
1月11日（土）	ADR申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
2月5日（水）	原発ADR説明会&相談会 (福島県郡山市)	福島県司法書士会
2月8日（土）	原発ADR説明会&相談会 (福島県富岡町)	福島県司法書士会
2月19日（水）	原発ADR説明会&相談会 (福島県いわき市)	福島県司法書士会
3月1日（日）	ADR申立て説明会・相談会 (京都府京都市)	全日本企業福祉協会
7月24日（金）	ADR申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会

7月25日(土)	A D R申立て説明会・相談会 (福島県福島市)	全日本企業福祉協会
8月8日(土)	A D R申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
8月9日(日)	A D R申立て説明会・相談会 (福島県いわき市)	全日本企業福祉協会
8月14日(金)	申立て説明・相談会 (福島県浪江町)	浪江町
8月15日(土)	申立て説明・相談会 (福島県浪江町)	浪江町
9月5日(土)	原発賠償に関する講演会 (福島県南相馬市)	南相馬市
9月17日(木)	被災者交流会 (東京都)	医療ネットワーク支援センター
9月20日(日)	A D R申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
9月20日(日)	A D R申立て説明会・相談会 (福島県福島市)	全日本企業福祉協会/レスキューストックヤード共催
10月6日(火)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県郡山市)	浪江町
10月12日(月)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県福島市)	浪江町
10月13日(火)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県福島市)	浪江町
10月14日(水)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県二本松市)	浪江町
10月15日(木)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県二本松市)	浪江町
10月16日(金)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県二本松市)	浪江町
10月22日(木)	被災者交流会 (東京都)	医療ネットワーク支援センター
10月24日(土)	A D R申立て説明会・相談会 (京都府京都市)	全日本企業福祉協会
10月25日(日)	A D R申立て説明会・相談会 (大阪府大阪市)	全日本企業福祉協会
10月25日(日)	住民向け原発A D R相談会(オンライン開催) (福島県双葉町)	福島県

10月26日(月)	住民向け原発ADR相談会(オンライン開催) (福島県富岡町)	福島県
10月27日(火)	住民向け原発ADR相談会(オンライン開催) (福島県富岡町)	福島県
10月28日(水)	住民向け原発ADR相談会(オンライン開催) (福島県楡葉町)	福島県
10月29日(木)	住民向け原発ADR相談会(オンライン開催) (福島県楡葉町)	福島県
11月5日(木)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
11月6日(金)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
11月7日(土)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
11月12日(木)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県いわき市)	浪江町
11月14日(土)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
11月15日(日)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県いわき市)	浪江町
12月9日(水)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
12月10日(木)	申立て説明・相談会(オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
12月19日(土)	被災者交流会 (神奈川県横浜市)	かながわ避難者と共にあゆむ会
12月27日(日)	ADR申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会

(2) センターからのお知らせ等を記載した広報媒体の作成・配布

各支所の開所日・所在地を令和2年4月に変更することについて周知するリーフレットを作成し、浜通りを中心とする県内の複数の地方公共団体に配布した。このほか、これまでは、和解事例を掲載したチラシをいわき市、楡葉町向けに作成・配布してきたが、浜通りを中心とした複数の地方公共団体のニーズに合わせた和解事例掲載チラシを作成し、配布を行った。

加えて、地方公共団体や関係団体に対し、消滅時効に関するお知らせのチラシ、ポスター、和解事例集の配布を行った。これらを含めた広報媒体の配布部数は表9に示すとおりである。

【表9 広報媒体の配布部数】

チラシ	約 123,300 枚
リーフレット	約 41,000 枚
和解事例集（避難指示等対象区域版）	約 17,000 部
和解事例集（自主的避難等対象区域版）	約 3,400 部
ポスター	約 790 枚
避難者向け和解事例チラシ	約 51,300 枚

（3）広報推進のための関係団体との協議会・勉強会

センターが行う和解仲介手続や申立ての現状等に関する理解を深め、連携をより強化するため、日本弁護士連合会、福島県弁護士会及び福島県司法書士会との協議会や勉強会などを開催した。

（4）福島県内地方公共団体等の広報紙・ホームページへの案内記事掲載

センターの業務内容や各支所の開所日等を周知することを目的として、福島県庁が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」、複数の地方公共団体が発行する広報紙及びホームページのほか、避難者を支援するNPO法人が発行する広報紙等にセンターの案内記事を掲載した。

（5）新聞広告の掲載

令和2年4月から各支所の開所日・所在地を変更することについて広く県内に周知するため、令和2年2月～3月に福島地方紙2紙にそれぞれ7回、広告を掲載した。

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 10 に示すとおりである。

【表 10 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から令和 2 年までの推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000	837	656

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○令和 2 年、月別内訳

	令和 2 年											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
受付件数	51	53	71	47	43	83	49	27	56	54	49	73

【概要】

令和 2 年のコールセンターにおける受付件数は 656 件であり、前年から 21.6%減少した。問合せ内容として最も多かったものが、センター概要や申立手続きに関するもので 75.8%（令和元年は 83.5%）であった。いずれにも分類不能な「その他」を除くと、次いで多かったものが、個別事案の相談や賠償の可否に関するもので 5.0%（同 7.0%）、東京電力への不満や問合せに関するもので 4.6%（同 13.0%）であった。中立・公正な立場に立って和解仲介手続きを適切に実施すべきセンターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、地方公共団体等の連絡先を示して対応している。

コールセンターへの問合せ件数の減少は、申立件数自体が減少していることやセンターが発足して 9 年以上が経過して手続きが周知されてきたことによるものとも考えられるが、申立手続きの相談だけでなく、年々問合せ件数に占める割合が減少傾向にあるものの、センターとして対応することが適当でない個別事案の賠償の可否等に関するものもなお一定の割合を占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

なお、問合せの中には、申立書の様式例の取り寄せに関する照会も少なくない。そこで、従前から文部科学省のホームページ上に個人用・法人用の申立書の様式例を掲載していたが、地方公共団体用の様式例¹⁰を追加するとともに、掲載に係る形式について、従来の PDF 形式に加え、ダウンロードして記入が可能なエクセル形式¹¹を追加し、利用者による様式例入手の便宜を図った。

¹⁰ https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_san-gen02-formmanualjichi2.pdf

¹¹ 文部科学省ホームページ・原子力損害賠償紛争解決センター「センターでの和解の仲介を希望される方へ」参照。 https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm

第5 当面の課題と解決に向けた取組

1 本件事故発生から9年を経て10年目へ

令和2年3月には、本件事故発生から9年が経過した。同月、本件事故からの復興に向けた動きとして、本件事故の影響等により不通となっていた常磐線の福島県内の富岡駅と浪江駅との間が運転再開となり、それに併せて双葉町にある双葉駅、大熊町にある大野駅、富岡町にある夜ノ森駅の3つの駅とその周辺の土地及び鉄道施設の存する区域について避難指示が解除された。本件事故によって多くの地区が帰還困難区域となっている双葉町については、上記避難指示が解除された双葉駅周辺の一部区域以外にも、避難指示解除準備区域について避難指示が解除され、同年10月には避難指示が解除された双葉町中野地区に双葉町産業交流センターが開所するなどの動きも見られた。また、住民帰還のための環境整備として、依然帰還困難区域となっている地区が多い大熊町でも、同年4月に認知症高齢者グループホームを開所するなどの取組がみられた。このような復興に向けた動きが見られる一方で、復興庁等の公表情報¹²によると、なお本件事故に伴う避難者は一定数存在しており、また、福島第一原子力発電所の敷地内において保管されてきたいわゆる処理水¹³の取扱いについては、同敷地内での保管が限界に近づいている状況等を踏まえ、政府が処分方針を検討している段階であり、本件事故に関連する影響は、今なお続いている。

一方、令和2年は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、政府において、令和2年4月7日、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県に対して緊急事態宣言を発令し、同月16日にはその対象が全国に拡大された。北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪及び兵庫の8都道府県を除く39県については5月14日に、上記東京を含む8都道府県についても5月25日に緊急事態宣言が解除されたが、その後も、東京や大阪といった大都市圏を中心に感染者の増加が度々見られ、新型コロナウイルス感染症は、生活様式の在り方も含めて社会・経済全体に大きな影響を与え続けている。

当センターとしては、本件事故による長期的な影響が見られることを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動が求められる中において、迅速かつ適正な和解仲介手続の実現に注力してきたところであり、今後も引き続きそのように努めていきたい。また、令和3年3月には本件事故発生から10年の節目を迎えることを踏まえ、本件事故の被害者が証拠の散逸により権利行使の機会を失うといった事態が生じな

¹² 復興庁ホームページ「全国の避難者の数（所在都道府県別・所在施設別の数）」参照。

(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/hinanshasuu.html>)

¹³ 福島第一原子力発電所1号機から3号機の原子炉内に残存する燃料デブリ（本件事故により溶けて固まった核燃料）を冷却された状態に維持するために水をかけ続けているところ、燃料デブリに触れることで高濃度の放射性物質を含んだ汚染水が発生し、また、この高濃度の放射性物質を含んだ汚染水が原子炉建屋内等に滞留して、建屋内等に流れ込んだ地下水や雨水と混ざることによっても汚染水が発生する。この汚染水を複数の設備で放射性物質の濃度を低減する浄化処理を行ったものが、処理水と呼ばれるものであり、福島第一原子力発電所の敷地内のタンクに保管されているが、2022年の夏頃には計画した容量に達するとされている。

(処理水ポータル <https://www4.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>)

いよう、更なる広報・周知活動に努めるとともに、丁寧な実践していく所存である。

2 当センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大による影響とその対応策

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、感染症拡大防止の観点から社会活動に制約や自粛が求められている情勢を踏まえて、当センターにおいては、次のような対応を行っている。

(1) 和解仲介手続における対応策

まず、当センターへの和解仲介手続の申立件数についてみると、緊急事態宣言が発令された令和2年4月の申立件数は36件であり、月ごとの申立件数としては当センター開所以降、最も少ない件数となった。その後も月ごとにばらつきはあるものの、申立件数は低い水準で推移し、令和2年1月から12月までの年間申立件数は、862件にとどまった。その原因の一つとして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会・経済活動の収縮、生活の変化等の影響を受けて、本件事故の被害者において和解仲介手続の申立てを行う余裕が失われたというような事情も推察される。また、「第4 1 (1) 説明会への協力」で前述したように、地方公共団体やNPO法人が主催する被災者交流会やADRに関する説明会において、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立て方法等について被害者の方々に直接説明するなどして、申立てにつなげてきたところ、令和2年4月から6月にかけては、こうした交流会や説明会が中止になるなどして、被害者に直接説明を行う機会を失ったことも原因の一つとして挙げられる。

次に、和解仲介手続の終局についてみると、令和2年4月から6月にかけての既済件数に落ち込みが見られた。これについては、緊急事態宣言の発令を受けて、感染症予防対策の観点から、申立人から事情を聴取するための口頭審理期日を中心として、4月中に指定されていた和解仲介手続に関する期日を取り消す措置をとり、その再開等についても、緊急事態宣言の解除や感染者数等の感染症拡大を巡る状況を見ながら慎重に段階的に進めたこと、調査官を含む職員について、文部科学省における緊急事態宣言下の対応に従って、複数班が交互に在宅勤務（テレワーク）を行うという執務体制をとったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により当事者の準備活動に支障が生じたことなどが要因として考えられる。

もっとも、このように新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組が求められる情勢下においても、可能な限り、迅速かつ適正な案件処理を損なうことがないよう、次のような対応を行った。

まず、和解仲介手続に関する期日に関しては、仲介委員と調査官が進行中の案件について協議する期日については、緊急事態宣言解除に先立って5月中旬以降徐々に再開し、次いで、申立人から事情を聴取するための口頭審理期日についても、緊急事態宣言解除後の6月以降は順次再開し、手続を進行させた。そして、再開後の期日においては、手

続を行う部屋の窓の開放、一部の部屋におけるアクリル板の設置、出席者のマスクの着用と距離の確保、受付玄関におけるアルコール消毒液の設置、非接触型体温計による検温などの感染防止の取組を行っている。そのほか、口頭審理期日については、申立人が東京事務所まで出頭することを希望しない場合、申立人において福島事務所(支所含む。)に出頭してもらい、東京事務所との間でテレビ会議システムを利用して映像と音声による通信で口頭審理を行ったり、電話会議システムを利用したりして口頭審理を行っている。それ以外の場合でも、多数の当事者や代理人が東京事務所に出頭して期日に参加する場合において、密集を避けるため、一部の代理人は別の部屋から電話会議システムの利用によって口頭審理に参加するといった方法を行うなど、これまで以上にテレビ会議システムや電話会議システムを活用するなどの工夫を行っている。

また、複数班によるテレワーク体制下においても当事者との対応等を適時に行うことができるように、個別の案件について複数の担当調査官を配置することで、いずれかの担当調査官が登庁して案件情報に当たり、当事者に対応することとした上で、調査官同士において案件内容、進行状況等を共有することによって、可能な限り手続進行の停滞が生じないようにする方策をとった。これに併せて、仲介室においても、調査官の案件処理業務に資するように、テレワーク中に取り扱うことのできる情報の整理、業務上使用することのできる電話会議システムやオンライン通信手段の利用場面の整理等を行うなどの取組を行った。

今後も新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえつつ、適時かつ適切にこれらの対応策を改善・更新することを予定している。

(2) 広報・周知活動における対応策

当センターは、従前から和解仲介手続に関する広報・周知活動の一環として、福島県内の各地方公共団体への訪問説明のほか、地方公共団体や本件事故の被害者を支援するNPO団体等が主催する説明会等に調査官を派遣し、和解仲介手続に関する説明や申立書の作成についての説明や相談のほか、説明会会場において申立てを受け付けるといった活動を行ってきた。これらの広報・周知活動は、政府及び関係者が「損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、・・・原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること」について特段の配慮が求められていること¹⁴に加え、原子力損害賠償紛争審査会においても、本件事故からの時の経過によって被災者が損害賠償請求権を行使する機会を失うことのないように広報・周知活動を行うことが求められていること¹⁵にも沿うものである。

¹⁴ 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律についての衆議院文部科学委員会の附帯決議(平成25年5月17日付け)及び参議院文教科学委員会の附帯決議(平成25年5月28日付け)参照。

¹⁵ 原子力損害賠償紛争審査会の第50回議題7「損害賠償請求権の消滅時効」、第51回議題8「損害賠償請求権に係る広報活動について」、第52回議題5「損害賠償請求権に係るこれまでの取組及び今後の対応について」の中で、被災者への情報提供等のための関係機関による広報活動の必要性等が議論されている(https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329395.htm)。

しかし、現状においてなお、福島県外に避難している方々に対する説明会等においては、地方公共団体等から送付される広報誌等で当センターの名前は知っているものの和解仲介手続について具体的に理解していない方、自分は和解仲介手続を利用することができないと考えている方、そもそも当センターの存在自体を知らなかったと明言する方などが散見され、こうした方々が参加者の中に占める割合は大きい。また、当センターにおける和解成立率が当センター開所以来の通期でみれば8割以上であり、令和2年においても7割を超える和解率で推移しているにもかかわらず、報道では当センターの和解仲介手続の打切りについて取り上げられることが多いためか、福島県外に避難している方々に限らず、被害者の中には、当センターの機能はすっかり失われていて、たとえ和解仲介手続の申立てをしたとしても結局は東京電力が和解を拒否し、手続が打ち切られることになるなどと実情とは異なる認識を持たれている方も少なくなく、一方で、説明会の場での説明を通じてそのような誤解が解け、申立てを希望するに至る方も少なからず存在するというのが現状である。こうした実情に加え、令和2年に受け付けた申立てのうち、初めて当センターの和解仲介手続を利用するいわゆる初回申立ての割合は、約40パーセントと一定程度の割合を占めており、これらのことからすると、被害者の中には正確な情報が得られないために、損害賠償請求に至っていない方も多いと思われ、こういった方々のために、周知活動を引き続き強化し、実施していく必要がある。そこで、当センターとしては、当センターの存在や活動内容、和解成立率なども含めた和解仲介手続等について必要な情報を正確に周知するため、上述の広報・周知活動を強化すべく、従前に引き続き、令和2年についても当初から積極的な広報・周知活動を行っていく予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上半期には、予定されていた説明会等の中止が相次ぎ、説明会等への参加ができない状況となった。その後、感染者数が少し落ち着き始めた下半期においては、再開された説明会等への従来の態様での参加が検討されたものの、感染者数の多い東京都から福島県等において行われる各種説明会等に調査官を派遣するといった従前のやり方をそのまま行うことが困難であったことから、説明会等の主催者側の意向も確認した上で、可能な範囲でリモートツールを利用してオンラインでの対応をする工夫を取り入れたところである。具体的には、浪江町の主催するイベントにあわせた説明会において、現地会場には、東京からの人的往来をなくすべく、当センターの福島事務所の職員が赴いて申立受付をすることができる体制を整えた上で、現地会場のブースに設置された端末と当センター東京事務所の端末をオンラインでつなぎ、現地会場に訪れた住民の方に対して東京事務所で待機して対応に当たる調査官が申立ての書き方等の説明を行って、福島事務所の職員が現地で申立てを受け付けるというかたちでの活動を行った。このような取組を行った令和2年10月及び11月には月の申立件数が100件を超えた（「第3 1 既済件数及び未済件数の動向【表6 取扱状況の推移】○令和2年、月別内訳」（14頁）参照）。オンラインによる対応は、被害者が容易に損害賠償請求権を行使する一つの契機になっていると思われる。当センターとしては、今後も社会情勢等に配慮しつつ、その状況に応じて適切な広報・周知活動を行っていく所存である。

3 案件処理の現状と課題

(1) 案件動向と個別案件の処理体制等について

令和2年1月から12月までの1年間の申立件数は862件であり、令和元年における年間申立件数1,209件から大きく減少した。その要因としては、本件事故からの時の経過に伴う減少傾向が存在したところに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が加わって、減少幅が大きくなったものと考えられる。年間の申立件数は、本件事故から3年が経過した平成26年に5,217件のピークを迎え、同年以降平成30年までは、一貫して減少しており、令和元年の申立件数は若干増加したが、その要因は、令和元年活動状況報告書「第5 2 (2) ア 個別申立案件への対応」に記載しているように、東京電力の和解案受諾拒否により打ち切られた浪江町住民による集団申立案件の申立人らが個別に再申立てを多く行ったことによるものと考えられ、この増加要因を除いて考えれば、申立件数の動向としては平成26年から令和元年までの間、一貫して減少傾向にあったといえることができる。このような減少傾向に加え、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で申立てをする余裕がなかったとも思われる被害者の方が一定数存在した可能性があること、一方で、当センターとしても、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、説明会等への参加の機会が減少するなどして、広報・周知活動が制約されたことなどが原因となって大幅な申立件数の減少に至ったものと考えられる。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する状況と申立件数の動向、両者の関係について、注視していく必要がある。

係属件数についてみると、令和2年の年初の940件から年末の715件まで減少した。新受件数が減少し、あわせて、案件の処理が進み、これらが係属件数減少の要因であると考えられる。もっとも、係属件数は減少しているものの、係属案件には、事業者が申立人となって営業損害(逸失利益や営業上の追加的費用に係る損害)を請求する案件や、地方公共団体からの申立ての案件が多く含まれており、これらの案件については、東京電力に対する直接請求手続において認められなかったものが和解仲介手続として申し立てられる場合が多く、一般的傾向として、争点が先鋭化し、また検討すべき資料が多岐にわたることが認められ、したがって、審理に相当の時間と労力を要することが多い。

このような申立件数及び係属件数の減少並びに争点の先鋭化、案件の複雑化という状況を踏まえ、これらに適切に対応するために、令和2年は案件の処理体制を改編した。具体的には、従前は多数の申立てがされることを前提に、案件を、事業者に係る案件、自主的避難等対象区域等から避難した被害者に係る自主的避難の案件、それ以外の被害者に係る案件の3類型に振り分け、類型ごとに担当する調査官をグループ分けして分業体制による案件処理に当たってきたところであるが、近時の案件の前記の状況に照らすと、全調査官が全類型の案件を担当することとした上で、多角的な視点から審理を行うことが相当であり、その観点から個別の案件ごとに複数の調査官が協働して担当し、担当調査官同士で案件処理について協議や検討を行う体制をとった。

以上に加えて、これまでも、次のような取組を実践してきたところである。すなわち、個別案件への対応においては、仲介委員と当事者が協働し、審理の方向性やスケジュールについて認識を共有した上で、計画的に審理を進めていくことが重要であり、その共有のための取組を行っている。また、当事者に対して質問を発したり、資料の提供を求めたりする場合には、当事者において何をすればよいのかを分かりやすく伝達する工夫をしている。加えて、担当仲介委員と担当調査官の間の協議はもとより、調査官同士、仲介室全体と調査官の間など様々なレベルにおける合議ないし相談体制の充実強化を図っている。

このほか、申立案件のうち、弁護士代理人を選任していない本人申立てが約80%を占めるという現状を踏まえ、被害の総合的、一回的な解決という視点を重視し、申立人において請求漏れがないようにする審理を心掛けている。すなわち、申立書に明示的に記載されていない損害項目であっても、審理を進める中においてあらわれた事情について丁寧に聴き取った上で、被害者の総合的・一回的救済という観点から必要に応じて審理で取り上げ、申立人の請求に漏れが生じないようにしている。

(2) 審理に一定の時間や労力を要する案件について

和解仲介手続における審理に一定の時間や労力を要する案件には、従来指摘されているものとして、①1件で多数の申立人がする申立て（ここでは、特に申立人数が100人を超える集団申立てを取り上げる。）、②地方公共団体による申立てがあるほか、③事業者が営業損害の賠償を求める申立ても、本件事故からの時の経過に伴い近時難易度を上げている。

上記①集団申立てについては、多くの申立人について審理する必要があるため、個別事情を考慮する必要がある場合は更に困難さが増す。令和2年においては申立人数が100人を超える新規の申立ては1件であり、一方、令和2年初めに係属していた案件についての審理が進み、令和2年12月末の時点における集団申立案件の係属件数は2件となっている。

上記②の地方公共団体による申立てについては、福島県内のみならず、東北地方、関東地方の各地方公共団体が、主に放射能検査・測定・除染費用、風評被害対策費用、人件費等の賠償を求めて申立てをするものであるが、令和2年は15件の申立てがあり、また、現在係属中の案件も相当数存在している。これらの地方公共団体による申立案件は、前記「(1) 案件動向と個別案件の処理体制等について」で述べたとおり、東京電力に対する直接請求の手続における相対交渉で解決することができなかつた紛争性の高いものであることが多だけでなく、請求項目それ自体や関連する資料が膨大になることが通常であるため、その検討に多大な時間と労力を要することが多い。

上記③の事業者が営業損害の賠償を求める申立てについては、本件事故から長い時間を経ているため、証拠資料となる会計資料等が大部にわたることが少なくなく、また風評による影響の有無や程度、本件事故以外の要因による売上げ減少の可能性の検討といった諸点も問題となっており、審理にかなりの時間と労力を要することが多い。事業者が営

業損害の賠償を求める案件の申立件数は減少しているものの（前記「第2 4 業種別の申立件数等」参照）、現状において、なお申立件数の約20%を占めており、本件事故が及ぼす長期的な影響も認識される中で今後この類型に係る申立てがどのように推移していくのかについては引き続き注視していく必要がある。

（3）清算条項を付した和解について

当センターは、和解の成否を検討するに当たり、当該和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを当事者が相互に確認することを内容とする条項（いわゆる清算条項）を含む和解を成立させることについては、申立人が不測の不利益を被ることのないよう、従前より基本的に消極的な姿勢で臨んできている。もっとも、本件事故からの時の経過に伴って清算条項を付して和解をすることもやむを得ないと考えられる事案が増えている状況を踏まえ、東京電力が和解に応じる条件として清算条項を付すことを求め、申立人において清算条項の意味を理解した上で同意する場合には、担当仲介委員においてその清算条項を付することの相当性を吟味した上で、清算条項を付すことについて総括委員会の助言を求めるなどの慎重な手続を経て、清算条項を付した和解を成立させることがある（令和元年活動状況報告書「第5 2（4）清算条項を付した和解」（31頁）参照）。なお、清算条項を付す場合には、清算の対象とする期間や損害項目を可能な限り限定し、申立人が清算条項の内容を十分に理解できるよう丁寧な説明を行っている。今後とも、東京電力が清算条項を条件とする意見を述べてきた場合、安易にこれを受け入れることなく、清算条項を付すことの当否、その内容の合理性を十分に吟味した上で、申立人が不測の不利益を受けないように十分に注意しながら、慎重に手続を進めていくこととしたい。

（4）東京電力による和解拒否案件について

東京電力が和解案の受諾を拒否した場合であっても、担当仲介委員においては東京電力に再度和解の受諾を促すなどして紛争の解決を目指しているところであるが、事案によっては東京電力の理解を得られず和解による解決の見込みがないと判断せざるを得ないものも存在しており、そのような事案においては、被害者において適切な時期に訴訟に移行する選択肢を検討する契機としての打切りという側面も考慮し、打切りの当否及びその時期を検討している。

東京電力が和解に応じず、打切りとなった案件に関し、当センターでは和解仲介手続の申立てを検討している方への考慮材料を提供するといった観点から、適切と思われる事案について、打切りの結果概要についてホームページ上に公表しており、令和2年には1件をホームページ上に公表している（前記「第3 1 既済件数及び未済件数の動向【概要】」（18頁）参照）。

4 訴訟とADRの関係

(1) 集団訴訟の判決について

令和2年には、本件事故の避難者等の集団が国や東京電力に対して本件事故を原因とする損害賠償請求を求めた訴訟について、各地方裁判所において6件の判決¹⁶が言い渡された。また、高等裁判所においても、集団訴訟の一審判決に対する控訴について3件¹⁷の二審判決が言い渡された。しかし、一審判決・二審判決のいずれについても控訴や上告・上告受理申立てがされており、現時点で確定しているものではなく、個々の申立案件に当たる仲介委員及び調査官においては、中間指針及び総括基準に基づき、個別の事情を斟酌しながら和解仲介手続の審理を行っている。今後、特に上記二審判決に対する上告等につき最高裁判所が判断を示すのか、判断を示す場合にはどのような内容となるのかも含めて、引き続き判決の動向を注視したい。

(2) 関連訴訟の係属と和解仲介手続の関係について

和解仲介手続における申立てと同内容の請求を訴訟物とする訴訟の一審判決において、その請求が棄却された場合、東京電力が同判決の結論と異なる内容の和解に応じることは基本的になく、同内容を申し立てた和解仲介手続はほとんどが打ち切りによって終了している。他方で、和解仲介手続の申立てと同内容の訴訟物による訴訟が係属していても一審判決が言い渡される前の段階であれば、和解仲介手続において和解成立による解決が図られた事例も存在する。当センターとしては、いずれの場合においても、当該事案の内容を踏まえつつ、可能な限り和解仲介手続による解決を図ることを目指すこととしている。

5 広報・周知活動

令和2年における当センターの広報・周知活動について、前記「2(2) 広報・周知活動における対応策」で述べたことに加えて、次の活動を行っている。

(1) 消滅時効についての広報について

冒頭でも触れたように令和3年3月には本件事故から10年の節目を迎えることとなる。消滅時効については、本件事故後10年で一律に全ての損害賠償請求権について時効となるわけではなく、また、東京電力においても、消滅時効について、「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も・・・消滅時効に関

¹⁶ 福島地方裁判所・令和2年2月19日判決、札幌地方裁判所・同年3月10日判決、福岡地方裁判所・同年6月24日判決、仙台地方裁判所・同年8月11日判決、東京地方裁判所・同年10月9日判決、福島地方裁判所いわき支部・同年11月18日判決。

¹⁷ 仙台高等裁判所・令和2年3月12日判決、東京高等裁判所・同年3月17日判決、仙台高等裁判所・同年9月30日判決。

して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております」¹⁸として、柔軟な対応をとる旨を自らのホームページ等で表明しているところでもあるが、時の経過によって損害を裏付ける資料等が散逸することで申立てが困難となることがないようにするという観点からも、消滅時効について、誤解がないように分かりやすく的確に情報を伝えるなどの工夫が必要であると考え、広報活動に努めている。

(2) 原子力損害賠償事例集（令和2年5月版）について

当センターの活動内容を伝える一環として、本件事故による被害者が当センターの和解仲介手続を利用するかどうかを検討する際の一助となるように、和解事例等を文部科学省のホームページ上に公表してきているところである。もっとも、同ホームページ上の公表形式は、公表に係る時系列順に掲載されているものであり、避難指示区域内外、個人か法人かの区別による大まかな分類がされているものの、どのような損害項目について、どのような和解事例が存在するのかを検索するという視点からの便宜が十分に図られているとはいえない面があった。そこで、当センターがどのような和解を成立させてきたのかを、和解仲介手続の利用者や利用者を支援する各地方公共団体や団体等に周知し、その判断の資料に供すること等を目的とし、平成25年に発刊された原子力損害賠償事例集¹⁹の続刊として、公表番号146から1553までの和解事例について、新たに令和2年5月版として原子力損害賠償事例集（第1部、第2部前・後の3分冊）を発刊し、各地方公共団体等の関係諸団体に広くこれを交付するとともに、文部科学省のホームページ上に公表した。この令和2年5月版は、第1部において、各和解事例を、中間指針の目次に沿って分類、整理し、損害項目ごとに、どのような和解成立事例が存在するのかを検索することができるようになっており、第2部においては、第1部を利用して検索した和解事例の詳細を調べることができるように、個別の和解事例の内容（事件番号、当事者の人数、事故時所在地、和解金額等の和解の情報、損害項目について付された解説）を掲載している。

令和3年3月には本件事故から10年の節目を迎え、賠償が進んでいく中で、多くの被害者の方々に大量かつ迅速に賠償を行う段階を経て、現時点では個別事情に応じた賠償を実現させていく段階にある。東京電力においては、個別事情にも配慮するよう明記されている中間指針をより正確に理解した上で賠償を行うことが重要である。この事例集は、和解仲介手続において個別事情に応じてきめ細かく対応した結果を取りまとめたものであり、被害者の救済のために一律の目安を示した中間指針を一部補完する役割を担うものである。

なお、今後も、和解仲介手続の利用者の方々等の便宜を考慮し、一定数の和解公表事例が蓄積されるたびに、原子力損害賠償事例集の追加・更新作業を行っていく予定であ

¹⁸ 東京電力2019年10月30日付けプレスリリース「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方について」参照

¹⁹ 平成25年に発刊された原子力損害賠償事例集は、ホームページに公表された和解事例の公表番号1から145までの事例をまとめたものである。

る。

6 終わりに

当センターに対する和解仲介手続の申立件数は長期的には減少傾向にあるが、一方で、初回申立ての件数が一定割合を占め、また、説明会等の被害者にとって身近な機会を活用しての申立てが活発に行われているという現状に照らすと、権利を有しながらも損害賠償の請求に至っていない被害者の方が一定程度存在することが推測される。当センターとしては、このような状況を踏まえ、より一層、被害者に寄り添いながら、適時に適切な賠償の実現を図るため全力を尽くしていきたい。

また、東京電力に対しては、改めて、平成29年5月18日に認定された「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」で明記されている「3つの誓い」²⁰の基本理念に立ち返り、歳月の経過とともに被害者への対応がおろそかになるといったことなく、引き続き真摯な態度で和解仲介手続に臨むことを強く求める次第である。

²⁰ 東京電力は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための基本的な考え方として、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」3つの誓いを掲げ、「和解仲介案の尊重」については「東電としては、中間指針の考え方を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。」と明記している。